税目			課税標準額等	税率
道府県税	普通税	自動車税		１トン超２トン以下　9,000円 ２トン超３トン以下　12,000円 ３トン超４トン以下　15,000円 ４トン超５トン以下　18,500円 ５トン超６トン以下　22,000円 ６トン超７トン以下　25,500円 ７トン超８トン以下　29,500円 ８トン超　29,500円 に８トンを超える部分１トンまでごとに4,700円を加算した額 自家用（けん引自動車及び被けん引自動車を除く。） 最大積載量　税額（年額） １トン以下　8,000円 １トン超２トン以下　11,500円 ２トン超３トン以下　16,000円 ３トン超４トン以下　20,500円 ４トン超５トン以下　25,500円 ５トン超６トン以下　30,000円 ６トン超７トン以下　35,000円 ７トン超８トン以下　40,500円 ８トン超　40,500円 に８トンを超える部分１トンまでごとに6,300円を加算した額 けん引自動車 営業用 小型自動車　年額 7,500円 普通自動車　年額15,100円 自家用 小型自動車　年額10,200円 普通自動車　年額20,600円 被けん引自動車 営業用 小型自動車　年額 3,900円 普通自動車で８トン以下のもの　年額 7,500円 普通自動車で８トン超のもの 7,500円に８トンを超える部分１トンまでごとに3,800円を加算した額（年額） 自家用 小型自動車　年額 5,300円 普通自動車で８トン以下のもの　年額10,200円 普通自動車で８トン超のもの 10,200円に８トンを超える部分１トンまでごとに5,100円を加算した額（年額） ※　トラックのうち最大乗車定員が４人以上であるものの税率は上記税額に次の区分に応じた額を加算した額。 営業用 総排気量　加算額 １　リットル以下　3,700円 １　リットル超 1.5リットル以下　4,700円 1.5リットル超　6,300円 自家用 総排気量　加算額 １　リットル以下　5,200円 １　リットル超 1.5リットル以下　6,300円 1.5リットル超　8,000円

税目			課税標準額等	税率
道府県税	普通税	自動車税		３　バス（三輪の小型自動車を除く。） 営業用 一般乗合用（路線定期運行の用に供するもの） 乗車定員　税額（年額） 30人以下　12,000円 30人超40人以下　14,500円 40人超50人以下　17,500円 50人超60人以下　20,000円 60人超70人以下　22,500円 70人超80人以下　25,500円 80人超　29,000円 一般乗合用以外 乗車定員　税額（年額） 30人以下　26,500円 30人超40人以下　32,000円 40人超50人以下　38,000円 50人超60人以下　44,000円 60人超70人以下　50,500円 70人超80人以下　57,000円 80人超　64,000円 自家用 乗車定員　税額（年額） 30人以下　33,000円 30人超40人以下　41,000円 40人超50人以下　49,000円 50人超60人以下　57,000円 60人超70人以下　65,500円 70人超80人以下　74,000円 80人超　83,000円 ４　三輪の小型自動車 営業用　年額4,500円 自家用　年額6,000円 制限税率　標準税率の1.5倍
		鉱区税	鉱区の面積、砂鉱区の延長又は面積	一定税率 １　砂鉱を目的としない鉱業権の鉱区 試掘鉱区　面積100アールごとに　年額200円 採掘鉱区　面積100アールごとに　年額400円 ただし、石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱業権の鉱区にあっては、上記の３分の２の税率とする。 ２　砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区 河床に存するもの 延長1,000メートルごとに　年額600円 その他のもの 面積100アールごとに　年額200円
		固定資産税（特例分等）	大規模の償却資産の価額のうち市町村が課することができる固定資産税の課税標準となるべき金額を超える部分の金額	標準税率　100分の1.4